

お知らせ **市民プールの使用料金が変わります**

問い合わせ 生涯学習課市民スポーツ担当

今夏のリニューアルオープンに伴い、市民プールの使用料の改定を行います。

**改定時期** 7月22日(金)の一般開放から

	改定前	改定後
一般	200円	300円
小・中学生	無料	100円
未就学児	無料	無料



お知らせ

**10月1日(土)から  
公共施設の使用料の減額・免除が変わります**



問い合わせ 政策秘書課企画調整担当

公共施設を維持管理するためにかかる費用は、施設を利用する際の使用料と市税等からまかなわれます。利用している人と利用していない人の公平性の観点から、共通の基準(日高市公の施設に係る使用料等の減額及び免除の基準に関する規則)を定め、10月1日(土)から右の例にあるとおり、真にやむを得ない場合に限り、使用料の減額・免除をすることとしました。

**減額・免除される場合の例**

- 市や教育委員会などの市の機関が使用するとき
- 市内の公共的団体が使用するとき
- 身体障がい者手帳等を持っている人やその介護をする人が使用するとき など

**◆公民館でのサークル活動などで**

**これまで減額・免除を受けていた場合**

負担を軽減するため、令和6年度までの間、調理設備などの付属設備を除き、正規の使用料の半額で利用できます。

**◆ボランティア活動を目的とする団体が使用する場合**

各公民館、市立図書館(生涯学習センター)、総合福祉センター「高麗の郷」の3施設に限り、各施設の定めに基づき審査・認定を受けることで、使用料が免除になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

